

第百二回国会 議院運営委員会 議 録 第十七号

昭和六十年三月二十八日(木曜日)

正午開議

出席委員

委員長 小沢 一郎君

理事 水平 豊彦君

理事 吹田 愷君

理事 広瀬 秀吉君

理事 平石勝作太郎君

甘利 明君

北川 正恭君

田中 直紀君

松田 九郎君

清水 勇君

日笠 勝之君

東中 光雄君

委員外の出席者

議長 坂田 道太君

副議長 勝間田清一君

事務総長 弥富啓之助君

国立国会図書館長 荒尾 正浩君

委員の異動

三月二十七日

辞任 伊藤 忠治君

同日 補欠選任 野口 幸一君

同日 補欠選任 伊藤 忠治君

同日 野口 幸一君

同日 補欠選任 伊藤 忠治君

同日 野口 幸一君

同日 補欠選任 伊藤 忠治君

同日 野口 幸一君

同日 補欠選任 伊藤 忠治君

同日 野口 幸一君

同日 補欠選任 伊藤 忠治君

同日 野口 幸一君

同日 補欠選任 伊藤 忠治君

同日 野口 幸一君

同日 補欠選任 伊藤 忠治君

同日 野口 幸一君

同日 補欠選任 伊藤 忠治君

同日 野口 幸一君

院

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案起草の件
議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正の件
図書館運営小委員長の報告
国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部分館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案起草の件
国立国会図書館組織規程の一部改正の件
国立国会図書館職員定員規程の一部改正の件
本日の本会議の議事等に関する件

○小沢委員長 これより会議を開きます。
まず、本日地方行政委員会を閉じました。予定の市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案について、委員長から緊急上程の申し出があります。
右法律案は、本日の本会議において緊急上程するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○小沢委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○小沢委員長 この際、庶務小委員長から報告のため発言を求められております。これを許します。水平豊彦君。
○水平委員 本日の庶務小委員会において協議決定いたしました案件について、順次御報告いたします。
まず、国会議員互助年金法の一部改正の件であります。これは、昭和四十九年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金について、本年四月から基礎歳費月額六十二万円を六十四万円に引き上げた額に改定することとし、これに伴い、高額所得による普通退職年金の停止に係る基準について所要の措置を講ずるとともに、納付金率を歳費月額の百分の九・五から百分の九・七に引き上げ、新たに互助年金の計算の基礎となる歳費月額及び納付金の計算の基礎となる歳費月額について、本年四月から限度額を設けようとするものであります。
次に、衆議院事務局職員定員規程の一部改正の件であります。これは、昭和六十年度の衆議院予算定員が二名減となりましたことに伴いまして、本年四月から事務局職員定員千七百十八人を千七百十六人とするものであります。
次に、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正の件であります。これは、本年四月から、証人等の出頭した日の日当につきまして、陳述に要した時間が四時間未満の場合は三百円引き上げて一万三千円に、四時間以上の場合には四百円引き上げて一万五千八百円に改定しようとするものであります。
以上、御報告申し上げます。

○小沢委員長 それでは、ただいま庶務小委員長から報告のありました小委員会の各案につきまして、順次採決いたします。
まず、国会議員互助年金法の一部改正の件につきましましては、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案とするに御異議ありませんか。

〔賛成者挙手〕
○小沢委員長 挙手多数。よって、さよう決定いたしました。
次に、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正の件につきましましては、お手元に配付の案のとおり決定すべきものと議院に答申するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○小沢委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○小沢委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。
次に、衆議院事務局職員定員規程の一部改正の件につきましましては、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の規程案とするに賛成の諸君の挙手を求めます。
〔賛成者挙手〕
○小沢委員長 挙手多数。よって、さよう決定いたしました。
次に、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正の件につきましましては、お手元に配付の案のとおり決定すべきものと議長に答申するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○小沢委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○小沢委員長 この際、図書館運営小委員長から報告のため発言を求められております。これを許します。保利耕輔君。
○保利委員 本日の図書館運営小委員会におきまして協議決定いたしました国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部分館及びその職員に関する法律の一部改正の件について御報告申し上げます。
北海道開発庁に国立国会図書館の支部分館を設置することにつきましては、このたび予算措置その他必要な準備が整いましたので、これを設置するため、お手元に配付の印刷物のとおり、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部分館及びその職員に関する法律の一部を改正すべきものと決定した次第であります。
次に、国立国会図書館組織規程の一部改正外一件について御報告申し上げます。

○小沢委員長 それでは、ただいま庶務小委員長から報告のありました小委員会の各案につきまして、順次採決いたします。
まず、国会議員互助年金法の一部改正の件につきましましては、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案とするに御異議ありませんか。

〔賛成者挙手〕
○小沢委員長 挙手多数。よって、さよう決定いたしました。
次に、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正の件につきましましては、お手元に配付の案のとおり決定すべきものと議長に答申するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○小沢委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○小沢委員長 この際、図書館運営小委員長から報告のため発言を求められております。これを許します。保利耕輔君。
○保利委員 本日の図書館運営小委員会におきまして協議決定いたしました国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部分館及びその職員に関する法律の一部改正の件について御報告申し上げます。
北海道開発庁に国立国会図書館の支部分館を設置することにつきましては、このたび予算措置その他必要な準備が整いましたので、これを設置するため、お手元に配付の印刷物のとおり、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部分館及びその職員に関する法律の一部を改正すべきものと決定した次第であります。
次に、国立国会図書館組織規程の一部改正外一件について御報告申し上げます。

まず、国立国会図書館組織規程の一部改正についてであります。これは国立国会図書館の総務部を充実するため、主任参事を置くこととするものであります。

次に、国立国会図書館職員定員規程の一部改正でございますが、これは、昭和六十年度の国立国会図書館の予算定員が一名減となりましたことに伴いまして、本年四月から国立国会図書館の職員定員八百四十五人を八百四十四人とするものであり、以上二件につきましては承認すべきものと決定いたしました。

次に、国立国会図書館職員定員規程の一部改正の件につきましては、お手元に配付の改正案を承認するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小沢委員長 挙手多数。よって、さよう決定いたしました。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

○小沢委員長 次は、たゞいま本委員会提出とするに決定いたしました国会議員互助年金法の一部を改正する法律案、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案及び衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案は、本日の本会議において緊急上程するに御異議ありませんか。

国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程案

○小沢委員長 次は、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○小沢委員長 それでは、たゞいま図書館運営小委員長から報告のありました小委員会の各案につきまして、順次採決いたします。

○小沢委員長 次は、たゞいま本委員会提出とするに決定いたしました国会議員互助年金法の一部を改正する法律案、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案及び衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案は、本日の本会議において緊急上程するに御異議ありませんか。

まず、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案とするに御異議ありませんか。

次に、日程第四につきまして、三ツ林運輸委員長の報告がございます。社会党、共産党が反対でございます。

次に、国立国会図書館組織規程の一部改正の件につきましては、お手元に配付の改正案を承認するに御異議ありませんか。

次に、日程第五につきまして、今井農林水産委員長長の報告がございます。社会党、共産党が反対でございます。

○小沢委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、日程第六につきまして、粕谷商工委員長の報告がございます。共産党が反対でございます。次に、日程第七につきまして、保岡建設委員長

の報告がありまして、全会一致でございます。

次に、日程第八及び第九を一括して、堀之内大蔵委員会理事の報告がございます。採決は二回に分けて行います。日程第八は全会一致、日程第九は共産党が反対でございます。

次に、市町村合併特例法の一部改正を緊急上程いたしました。高島地方行政委員長の報告がございます。共産党が反対でございます。

次に、たゞいま御決定いただきました国会議員互助年金法の一部改正、国立国会図書館支部図書館法の一部改正、それから衆議院事務局職員定員規程の一部改正の三案を緊急上程いたしました。水平理事の趣旨弁明がございます。採決は二回に分けて行います。まず互助年金法及び支部図書館法を一括して採決いたします。全会一致でございます。次いで職員定員規程につき採決をいたします。共産党が反対でございます。

計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 あへん特別会計法を廃止する法律案(内閣提出)

第九 関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○小沢委員長 それでは、本日の本会議は、午後零時五十分予鈴、午後一時から開会いたします。

○小沢委員長 次に、次回の本会議の件についてありますが、次回の本会議は、明二十九日金曜日午後一時から開会することといたします。また、同日午前十一時理事会、正午から委員会を開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時九分散会

議事日程 第十四号

昭和六十年三月二十八日

午後一時開議

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一 昭和五十六年度一般会計歳入歳出決算 昭和五十六年度特別会計歳入歳出決算 昭和五十六年度国稅収納金整理資金受払計算書

第十五条の二第一項中「二百四十八万円」を「二百五十六万円」に、「九百四十八万円」を「九百五十六万円」に改める。

第二 昭和五十六年度政府関係機関決算書 昭和五十六年度国有財産増減及び現在額總計算書

第二十三条第一項中「百分の九・五」を「百分の九・七」に改める。

第三 昭和五十六年度国有財産無償貸付状況總計算書

附則第二十項を附則第二十二項とし、附則第九項から附則第十九項までを二項ずつ繰り下げ、附則第八項の次に次の二項を加える。

第四 日本自動車ターミナル株式会社法を廃止する法律案(内閣提出)

(互助年金の計算の基礎となる歳費年額の特例)

9 昭和六十年四月一日以後に退職し、若しくは死亡した国会議員又はこれらの者の遺族に給する互助年金については、当分の間、第九条第二項中「退職当時の議員の歳費年額」とあるのは、「千百六十二万八千円」とする。ただし、同年三月三十一日以前における議員の歳費年額を基礎としてその年額が計算される互助年金については、この限りでない。

(納付金の計算の基礎となる歳費月額の特例)
10 第二十三条に規定する納付金については、当分の間、同条第一項中「その歳費月額」とあるのは、「九十六万九千円」とする。
附則に次の二項を加える。
(昭和四十九年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金の年額の特例)

金の計算の基礎となる歳費月額について限度額を設けるとともに、納付金率の引上げを行い、あわせて昭和四十九年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金の年額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第百一号)の一部を次のように改正する。
国立国会図書館支部北海道開発庁図書館

北海道開発庁

正する。
第一条の表中国立国会図書館支部総務庁統計図書館の項の次に次のように加える。

23 昭和四十九年三月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した国会議員又はこれらの者の遺族に給する互助年金については、昭和六十年四月分以降、その年額を、七百六十八万円を退職又は死亡当時の歳費年額とみなし、改正後の国会議員互助年金法の規定によつて算出して得た年額に改定する。
(職権改定)

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案
衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程

附則
この法律は、公布の日から施行する。

衆議院事務局職員定員規程(昭和三十三年三月二十八日議決)の一部を次のように改正する。
第一条中「千七百十八人」を「千七百十六人」に改める。

理由

衆議院事務局職員定員規程(昭和三十三年三月二十八日議決)の一部を次のように改正する。
第一条中「千七百十八人」を「千七百十六人」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程案
国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程
国立国会図書館職員定員規程(昭和三十三年国立国会図書館規程第一号)の一部を次のように改正する。
本則中「八百四十五人」を「八百四十四人」に改める。

24 前項の規定による互助年金の年額の改定は、恩給法第十二条に規定する局長が受給者の請求を待たずに行う。
附則

附則
この規程は、昭和六十年四月一日から施行する。

国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程案
国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程

附則

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程案
議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程

国立国会図書館組織規程(昭和三十八年国立国会図書館規程第一号)の一部を次のように改正する。
第二十五条の二の次に次の一条を加える。
(主任参事)
第二十五条の三 総務部に、主任参事若干人を置く。

この規程は、昭和六十年 月 日から施行し、昭和六十年四月一日から適用する。

1 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、第十五条の二第一項の改正規定及び次項の規定は、同年七月一日から施行する。
(高額所得による互助年金の停止に関する経過措置)

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程案
議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程

国立国会図書館組織規程(昭和三十八年国立国会図書館規程第一号)の一部を次のように改正する。
第二十五条の二の次に次の一条を加える。
(主任参事)
第二十五条の三 総務部に、主任参事若干人を置く。

この規程は、昭和六十年 月 日から施行し、昭和六十年四月一日から適用する。

2 改正後の国会議員互助年金法(以下「新法」という。)第十五条の二の規定は、昭和六十年六月三十日以前に受けるべき事由が生じた普通退職年金についても、適用する。

別表第二中「一二、七〇〇円」を「一三、〇〇〇円」に、「一五、四〇〇円」を「一五、八〇〇円」に改める。

この規程は、昭和六十年 月 日から施行する。

国立国会図書館総務部の充実を図るため、主任参事を置く必要がある。これが、この規程を提出する理由である。

3 新法附則第二十三項の規定の適用を受ける者に係る昭和六十年四月分から同年六月分までの普通退職年金に関する国会議員互助年金法第十五条の二の規定の適用については、同項の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通退職年金の年額に相当する額をもつて普通退職年金の年額とする。

この規程は、昭和六十年四月一日から施行する。

この規程は、昭和六十年 月 日から施行する。

国立国会図書館総務部の充実を図るため、主任参事を置く必要がある。これが、この規程を提出する理由である。

理由
互助年金の計算の基礎となる歳費年額及び納付

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案
国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

国立国会図書館総務部の充実を図るため、主任参事を置く必要がある。これが、この規程を提出する理由である。

国立国会図書館総務部の充実を図るため、主任参事を置く必要がある。これが、この規程を提出する理由である。

昭和六十年三月三十日印刷

昭和六十年四月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局